

## 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

平 2 3 . 1 2 . 2 7 制 定  
(平 2 4 . 1 1 . 2 2 一 部 改 正)

(目 的)

第 1 条 この規則は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 反社会的勢力

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ② 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
- ④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- ⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- ⑦ 特殊知能暴力集団等（第 1 号から第 6 号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- ⑧ その他前各号に準ずる者

(2) 金融先物取引 定款第 2 条の 2 第 1 号に規定する金融先物取引をいう。

- (3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。
- (4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3号に規定する店頭金融先物取引をいう。
- (5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。
- (6) 金融先物取引等 金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。
  - ① 金融先物取引
  - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(通 則)

第 3 条 会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で金融先物取引等を行ってはならない。

2 会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

(基本方針の策定及び公表)

第 4 条 会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

(反社会的勢力でない旨の確約)

第 5 条 会員は、初めて金融先物取引等に係る顧客の口座を開設しようとする場合は、あらかじめ、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。

2 前項の確約を受ける場合は、書面又は電磁的方法などにより受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、初めて金融先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客が、既に金融取引（金融商品取引を含む）に係る口座を開設しており、当該口座を開設するときに第1項に相当する措置を講じている場合は、同項の確約を受けたものとみなす。

(反社会的勢力を排除するための契約の締結)

第 6 条 会員は、顧客から金融先物取引等の注文を受ける場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。

(1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

(2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

(3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、会員が

契約を継続しがたいと認めるときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

(審査の実施)

第 7 条 会員は、初めて金融先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。

2 会員は、金融先物取引等に係る口座を開設している顧客について、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。

3 会員は、前 2 項に定めるほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客について反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、初めて金融先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客が、既に金融取引（金融商品取引を含む）に係る口座を開設しており、当該口座を開設するときに第 1 項に相当する措置を講じている場合は、同項の措置を行ったものとみなす。

(契約の禁止・関係の解消)

第 8 条 会員は、前条第 1 項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

2 会員は、前条第 2 項及び第 3 項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。

(情報の収集)

第 9 条 会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。

(研修等の実施)

第 10 条 会員は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓蒙に努めなければならない。

(社内管理態勢の整備)

第 11 条 会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。

(管理態勢の充実)

第 12 条 会員は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢について、定期的に検査を行わなければならない。

(本協会及び警察等との連携・協力)

第 13 条 会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機

関と連携及び協力するよう努めなければならない。

- 2 会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条第1号及び第7条第1項の規定は平成24年4月1日において既に金融取引（金融商品取引を含む）に係る口座を開設している顧客について適用しない。

#### 附 則（平成24. 11. 22一部改正）

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第2条第1号及び第2号を改正し、第3号から第6号を新設。
- （2） 第3条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条本文、第7条第1項及び第2項並びに第4項を改正。